

企業主導型保育事業に対する融資条件のお知らせ

多様な就労形態に対応する保育サービスを通じ、待機児童の解消及び仕事と子育てとの両立を目的とし、また、福利厚生向上及び人材確保も期待できる**企業主導型保育事業**への融資を、平成30年度から開始します。さらに、**据置期間中無利子とする優遇**を実施します。

施設整備をご検討の際は、ぜひご相談ください。

《お申し込みができるお客さま》

◎自ら企業主導型保育事業を設置し、かつ、その事業において自らの職員のための「従業員枠」を有する以下の法人格のお客さまが対象となります。

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ NPO法人
- ・ 学校法人
- ・ 一般社団（財団）法人
- ・ 宗教法人

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	0.5% ※ (据置期間中無利子)	0.5%
償還期間	20年以内	20年以内
据置期間	2年以内	2年以内
融資率	90%	80%
担保	原則必要	原則必要
保証人	保証人不要制度または個人保証	保証人不要制度 または個人保証

※ 令和3年10月1日時点：償還期間20年 完全固定金利制度の場合
利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

- 優遇適用取扱期間は令和4年3月31日までとなります。その後は通常条件となります。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1
し
連
絡
先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>